はなにこ保育園　重要事項説明書

　保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 木実和株式会社 |
| 事業者の所在地 | 東京都千代田区内神田2-6-2 2F 6号 |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | Tel：03-6316-1506 Fax：020-4662-8253 |
| 代表者氏名 | 木村　和孝 |
| 定款の目的に定めた事業 | 保育所の経営 |

２　施設の概要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育所 | | | | | |
| 名称 | はなにこ保育園 | | | | | |
| 所在地 | 埼玉県川口市本町３丁目３－１５　１F | | | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | Tel：048-420-9615 Fax：048-420-9616 | | | | | |
| 施設長氏名 | 小山　祥詞 | | | | | |
| 開設年月日 | 平成31年４月１日 | | | | | |
| 利用定員（年齢別） | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| 0人 | 5人 | ６人 | 8人 | 8人 | ８人 |
| 取扱う保育事業 | 延長保育 | | | | | |

３　施設・設備の概要



４ 施設の保育理念・運営方針

　　「人は人として人を営み,人を育む」の法人理念の元、子どもと保護者、地域、そして地球の多くの人たちとつながりきょうどうすることを楽しめる子ども達の育成に努める。

あたたかさ

子ども達にとって一番大切なことは、「あたたかさ」だと思います。人と人との関わりを通して、「あたたかい保育」を目指します。

やさしさ

人に対しての優しさとは多様です。友達のことを考え、一緒に生きるということには、人のやさしさがたいせつであり、「やさしさを育む保育」を目指します。

おもいやり

社会で生き抜く力は、多種多様です。認め合い、価値付け合う。そこには、相手を真に思う「おもいやり」が必要です。

私たちは、「おもいやりのある保育」を目指します。

探究

自らが自分の意思を持って遊びをつくりだす。これからの時代、一人一人が主役です。こども達がわくわくドキドキしながら、新しい取り組みを作り出す「探究保育」を実践します。

IoTと人のつながり

AIが台頭し、今ある仕事の半分以上が将来なくなると言われています。一方、人の歴史をたどってみると産業革命に代表されるような、大きな変遷の流れの中で、人々は常に新しい「力」を使って、進化し続けています。幼児期の小さい時期から少しずつIoTとの関わりを持つことにより、AIの力を活用することのできる未来型の子ども達の育成に努める保育を、実践・検証します。

５　職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 | １　人 |
| 主任保育士 | 1人　（常勤　1人） |
| 保育士 | ６人　（常勤　4人）（非常勤２人） |
| 調理員（栄養士除く） | 4人　（常勤　1人） |
| 事務員 | １人　（常勤 1人） |
|  |  |
|  |  |

６　保育・教育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開園日 | 下記以外の日 |
| 休園日 | 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） |

７　保育・教育を提供する時間

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前７時３０分から午後７時３０分まで |
| 土曜日 | 午前８時００分から午後７時００分まで |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前７時３０分から午後６時３０分まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前８時００分から午後７時００分まで |
| 延長保育時間 | 午後６時３０分から午後７時３０分まで |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前８時３０分から午後４時３０分まで |
| 土曜日の保育時間（８時間） | 午前８時３０分から午後４時３０分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前７時３０分から午前８時３０分  夕：午後４時３０分から午後７時３０分 |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料（利用者負担） | 保護者が居住する市町村が定める利用料 |
| 延長  保育料 |  |
| 主食費  副食費 | 月額　2,000円（3歳児以上）  月額　4,500円（3歳児以上） |
| その他別表に定める料金 | クラス費（教材費）　3000円／年 |
| 園セキュリティーシステムタグ　1,650円／１枚 |
| 布団代　2000円／月 |
|  |
|  |
| 令和３年5月から英語教室を開始しています。詳細につきましては別途お知らせいたします。 |

９　支払方法

|  |
| --- |
| 口座振替(月末締め　次月払い) |

10　提供する保育・教育の内容

|  |
| --- |
| 保育所保育指針の基本的な考え方に基づき「知」「徳」「体」をベースに園独自に考えた保育目標のもと、国際バカロレアのカリキュラムを取り入れた「探究」自然科学に触れる「科学」多様性を広げる「インクルーシブ」遊びから学び、そして将来につながるきっかけとなる「キャリア」。遊びを作る。色々な場面・行事を通して経験や体験を重ねる。友だちと一緒に活動する。自らの五感を豊かに使って、様々な活動を展開する保育環境を整えます。 |

＜一日の保育の流れ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 1歳～2歳 | 3歳～5歳 |
| 7:30 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 8:30  9:00 | 保育短時間（８時間）開始  順次登園  おやつ  遊び（室内外）・散歩・自由遊び | 保育短時間（８時間）開始  順次登園  ・遊び（室内外）  ・自由保育  ・散歩 |
| 10:00  10:50 | 食事  （年齢によって前後します） |  |
| 11:00 |  | 食事  （グループによって前後します） |
| 12:00 | お昼寝  （年齢によって前後します） |  |
| 12:30  15:00 | 目覚め  おやつ  ・自由遊び | お昼寝  （年齢によって前後します）  目覚め  おやつ  ・自由遊び |
|  | 順次降園 | 順次降園 |
| 16:30  18:30  19:30 | 保育短時間終了  保育標準時間終了  時間外保育開始  閉園 | 保育時間短時間終了  保育標準時間終了  時間外保育開始  閉園 |
|

園庭以外に、近隣にある公園や周辺などにお散歩に行きます。

園バスを使用し、遠足や公園へ出かけます。

＜保育計画（年間）＞

|  |  |
| --- | --- |
| クラス | 保　育　計　画 |
| １歳児 | 知：身近な環境に働きかけ、自然物に自分から関わり、十分に  　　遊ぶ  徳：保育士等との温かい関わりと安定した生活の中で、自分でしようとする気持ちを大切に育てる  体：安全で活動しやすい環境の中で、探索活動を十分に行う |
| ２歳児 | 知：興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で  　　好きなように表現する  徳：安心出来る環境の中で、自分の思いや欲求を言葉や態度で  　　表す  体：全身を使う運動を取り入れた遊びや、手や指を使う遊びを  　　楽しむ |
| ３歳児 | 知：様々な出会いの中から五感を通じて、感性を豊かにする  徳：身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、生活を広げていく  体：保育士等や友だちと様々な動きを体験しながら、全身を  　　使って楽しく遊ぶ |
| ４歳児 | 知：自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れながら  　　楽しく遊ぶ  徳：生活に必要な決まりの大切さが分かり、基本的習慣や態度が身に付く  体：安全を考え、体調管理を行い、戸外でみんなと楽しく  　　運動する |
| ５歳児 | 知：様々な体験「こと」を通して、主体的に行動したりみんな　　　　　　　　　　　で協力したりする充実感を味わう  徳：「ひと」との関わりを大切にし、相手の話を聞いて自分の気持ちを表現しようとする  体：身の回りにある「もの」に自ら関わり、意欲的に様々な  　　活動を取り入れ、楽しむ |
| その他  （年間行事） | ４月：入園式、対面式  ５月：こどもの日、春のエクスカーション  ７月：七夕、プール開き  ８月：夏祭り　９月：十五夜　１０月：運動会、お芋ほり  １１月：七五三、秋のエクスカーション　１２月：お楽しみ会  １月：お正月、２月：節分  ３月：ひな祭り、卒園式、お別れ会  毎月：誕生会、身体測定、避難訓練  その他：健康診断、懇談会、個人面談、保育参加、 |

＜クラス編成＞

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢 | クラス名 |
| 1歳児 | たんぽぽ組 |
| ２歳児 | もも組 |
| ３歳児  ４歳児  ５歳児 | すみれ組 |

11　給食等について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提供内容 | | | | 保育園での摂取割合  （一日の摂取カロリー） |
| 午前おやつ | 給食 | | 午後おやつ |
| 主食 | 副食 |
| ０歳児 |  |  |  |  | （1050kcal）  50％ |
| １歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ２歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ３歳児 |  | 〇 | 〇 | 〇 | （1400kcal）  40％ |
| ４歳児 |  | 〇 | 〇 | 〇 |
| ５歳児 |  | 〇 | 〇 | 〇 |

＜給食の提供にあたって＞

|  |
| --- |
| ・当園は完全給食制です。  ・管理栄養士が栄養計算をして、献立を作ります。  ・離乳食は、ご家庭と連携をとり月齢に応じて個別に準備します。  ・毎月、献立の提供を行います。  ・食育を意識した、給食提供にあたります。  ・行事食を献立に取り入れます。 |

＜アレルギー対応について＞

当園は、厚生労働省が策定する「保育所にアレルギー対応ガイドライン」に則って、適切な対応に努めています。

|  |
| --- |
| ・生活管理指導表、診断書を提出していただきます。  ・園長、主任保育士、担任、調理師、保護者の面談を行います。  ・毎月、保護者に献立表に記載された除去する物に印をつけてもらい、担任、調理師で確認を行います。  ・除去食の提供を行います。 |

12　保護者に用意していただくもの

1. 入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| ・問診票（住所や連絡先などを記載するもの）  　・口座引き落とし書類（園より配布）  　・保険証の写し |

1. 毎日持参いただくもの

|  |
| --- |
| 乳児・通園かばん　　　　　　　　幼児・通園カバン  　　・エプロン　　　　　　　　　　　・手ふきタオル  　　・口ふきタオル　　　　　　　　　・ハブラシ  ・手ふきタオル　　　　　　　　　・ハブラシ入れ  ・ポーチ　　　　　　　　　　　　・連絡帳  ・連絡帳 |

1. 服装について

|  |
| --- |
| ・身体のサイズに合ったもので、活動しやすく、自分で着脱しやすいもの  　を着用してください  ・安全を考慮してひも付き・フード付などのひっかかりやすい服は避け、  スカート・スカート付ズボン・チェニックワンピース・つなぎでないもの  　をご用意してください |

1. その他ご用意いただくもの

|  |
| --- |
| ・着替え  　・オムツ  　・おしりふき  　・汚れ物入れ用袋 |

13　登園・降園について

（１）登園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ・送迎は必ず保護者の方でお願いします。  　・支度がスムーズにいくようご協力ください。  　・園の前は交通量が多く、近隣の方も通行されます。お子様から目を離さないよう  　　事故のないようにまた、他の方の迷惑にならないようにお願いします。  　・園の前に多少のスペースがありますが、食材の搬入や緊急車両、業者用になりますので駐停車厳禁です。  　・送迎時の事故やトラブルに対しては園では一切責任を負いませんので、ご家庭で十分注意してください。 |

（２）降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| お迎えに来る方は保護者があらかじめご登録いただいている方以外の場合、事前に園にお知らせ下さい。 |

14　保育園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| 保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。  ・連絡帳：職員と保護者の子どもの様子を連絡し合うツールとして活用します。  ・園だより：園からの行事やお願い事などのお知らせを行います。 |

15　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

|  |
| --- |
| 園児健康診断　全園児　２回  歯科健診　　　全園児　１回  身体測定　　　全園児　毎月１回 |

（２）健康管理、病気のときの対応

|  |
| --- |
| ・保育時間中に発熱・けがをした時は程度により園で必要と思われる  　処置をした後、保護者に急報しますのでお迎えをお願いします。  ・園内で感染症と疑われる症状を発見した場合はお迎えに来て頂くように  　ご連絡いたします。  ・感染症は治癒いたしましたら、医師からの意見書又は登園届を提出  　してください。  ・原則として、投薬などの医療行為は出来ないこととなっています。  　やむを得ず持参される場合は「与薬依頼票」に記入してください。 |

16　感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

|  |
| --- |
| ・園での嘱託医との連携指導の下、感染症の予防対策に努めます。  ・感染症が発生した場合は、園便り、保健だより等を通じて、保護者に対して情報を発信するよう努めます。 |

17　医療的ケアが必要な児童の保育について

|  |
| --- |
| ・嘱託医と円の連携の下、適切に保育にあたることができるよう、保育士と相談しながら保育にあたります。 |

18　嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 埼玉県済生会川口総合病院 |
| 所　　在　　地 | 埼玉県川口市西川口5－11－5 |
| 電　話　番　号 | 048－253－1551 |

19　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 前川歯科医院 |
| 所　　在　　地 | 川口市本町3丁目7－7 |
| 電　話　番　号 | 048－222－3844 |

20　地域防災拠点、広域避難場所

　　保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所 | 本町公園 |

21　緊急時における対応

　　保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

　　保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

　＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 警察署 | 川口警察署　０４８－２５３－０１１０ |
| 消防署 | 川口消防署　０４８－２６１－３１１９ |

22　非常災害時の対策

　　非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月**１**回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 小山　祥詞 |
| 避難訓練 | 月に１度、火災・地震・防犯のうちのいずれかをいくつかの場面を想定して行います |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器 |

23　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 保育所の自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年１回、自己評価を実施  公表方法：園内掲示　園のホームページに掲載 |

※第三者評価委員会の評価も定期的に実施いたします。

24　苦情相談窓口

　　要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 氏名　小山　祥詞(施設長)  電話番号　０４８－４２０－９６１５ |
| 相談・苦情解決責任者 | 氏名　木村　和孝（代表取締役）  電話番号　０３－６３１６－１５０６ |
| 第三者委員会 | 第三者委員　横田直哉　弁護士  連絡先：０４８－８２２－８４７５  第三者委員　塩川和彦　社会福祉法人　監事  連絡先：０４８－７８９－６６５５ |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

25　賠償責任保険の加入状況について

東京海上日動火災保険株式会社の賠償責任保険に加入しています。

26　虐待防止のための処置に関する事項

（１）設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

（２）児童虐待の防止等に関する法律第５条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

（３）児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年各保育関連団体が実施する研修に職員派遣、受講させていきます。